

第四次 筑前町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2023(令和5)年度－2030(令和12)年度

2023(令和5)年 3月

目次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	3
2	基本的事項	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 計画期間、基準年度、目標年度	5
	(3) 対象とする事務・事業及び施設	6
	(4) 対象とする温室効果ガスの種類	8
3	第三次計画（旧計画）の評価	9
	(1) 数値目標の達成状況	9
	(2) 計画で定めた取組の実施状況	11
4	エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況	13
	(1) 基準年度（2013年度）の状況	13
	(2) 基準年度（2013年度）以降の変化	24
5	計画の目標	28
	(1) 目標設定の考え方	28
	(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	29
6	目標達成に向けた取組	30
	(1) 重点的に取り組む施策	30
	(2) その他の具体的な取組	32
7	計画の推進	34
	(1) 推進体制	34
	(2) 進行管理の方法	35
	巻末資料	37
	(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	37
	(2) 電力・燃料使用量等調査票	40
	(3) 施策の実施状況調査票	41
	(4) 職員の省エネ・省資源化行動調査票（1/2）	42
	(4) 職員の省エネ・省資源化行動調査票（2/2）	43
	(5) 自動車の車種等調査票	44

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC*第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や豪雨の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係していることが示されました。

2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされ、5年毎に各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新するしくみなどが規定されています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

※気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change（通称IPCC））は、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2021年8月時点において、195の国と地域が参加しています。世界中の科学者の協力のもと、気候変動に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書をまとめています。

3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施すること等が位置づけられています。

そして2021年10月には国の「地球温暖化対策計画」が改定されました。この中では従来の目標を引き上げ、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することを新たな目標として掲げています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：「地球温暖化対策計画の改定について」（環境省）

(2) 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法とします。)第21条第1項に基づき、筑前町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置により、地球温暖化対策を推進するものです。

筑前町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行うことで、町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するとともに、町民や事業者の模範となることで、町民や事業者の自主的な行動を促進することを目的とします。

温対法第21条(関係部分のみ)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「第四次筑前町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、本計画とします。)は、温対法第21条に基づく計画であるとともに、第2次筑前町総合計画や第二次筑前町環境基本計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に実行するための計画です(図1)。

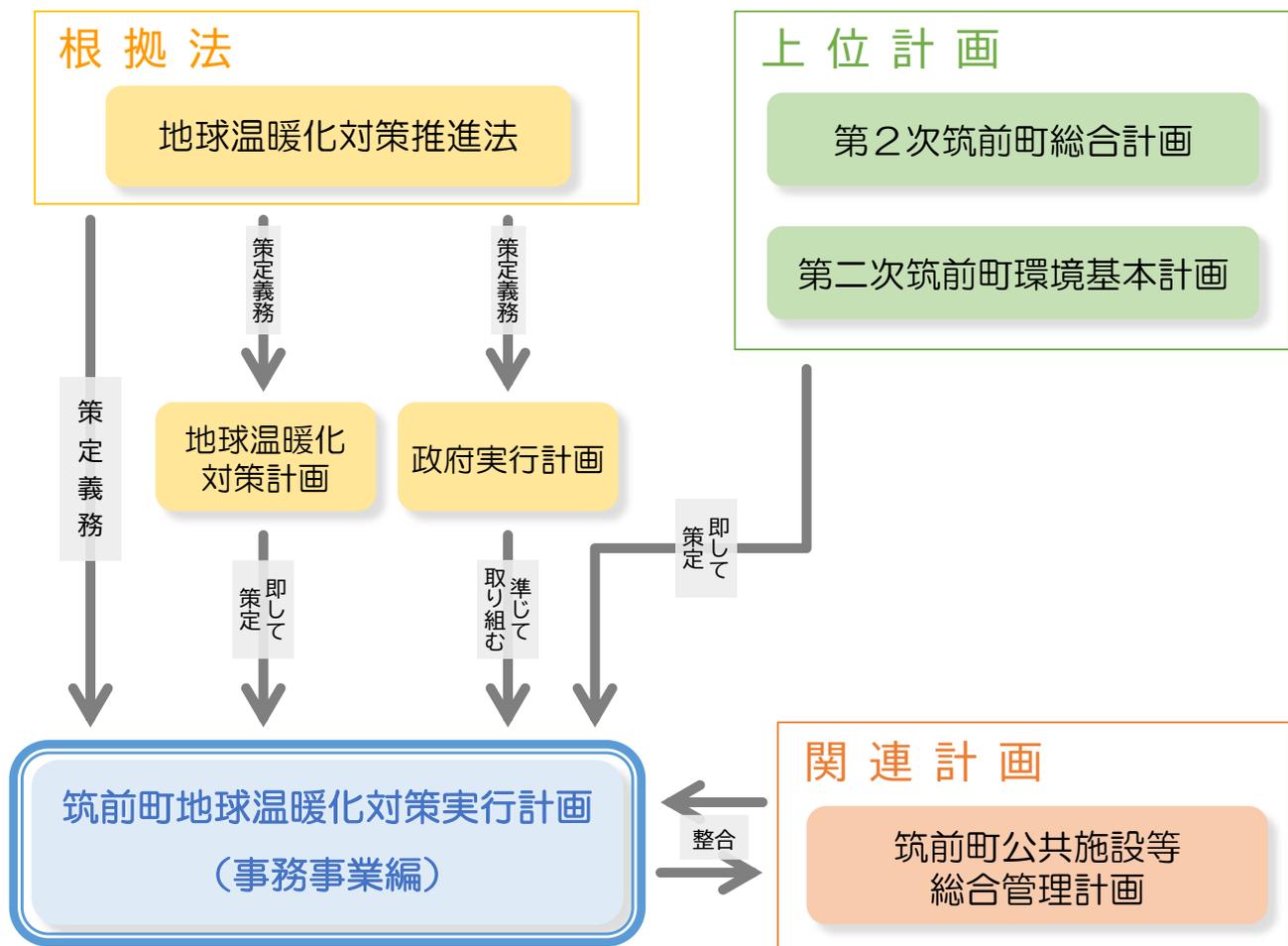


図1 計画の位置づけ

(2) 計画期間、基準年度、目標年度

本計画の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度の 8 年間とし、基準年度は国の地球温暖化対策計画の基準年度と同じ 2013（平成 25）年度とします。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表 2 計画の概要

項目	内容
計画期間	2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度
基準年度	2013（平成 25）年度
目標年度	2030（令和 12）年度

(3) 対象とする事務・事業及び施設

本計画は、町が実施する全ての事務・事業を対象とします。

対象とする施設は、町内の全ての公共施設とします（表 3 及びグラウンド照明設備などを含む）。

このうち、温室効果ガス排出量の算定・管理は、町が直接エネルギー消費量を把握・管理している主な施設（表 4）を対象として実施します。

外部への委託などにより町が直接エネルギー消費量の管理を行っていない施設は、温室効果ガス排出量の算定・管理対象とはせず、運営者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請することとします。

表 3 町内の公共施設

施設用途	施設数
行政系施設	18
供給処理施設	1
産業系施設	1
町民文化系施設	14
保健・福祉施設	1
学校教育系施設	6
子育て支援施設	7
スポーツ・レクリエーション系施設	4
社会教育系施設	2
公園施設	24
公営住宅	20
その他施設	33
合 計	131

出典：「筑前町公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月改訂、筑前町）

表4 温室効果ガス排出量の算定・管理対象施設

No.	施設用途	担当課	施設名	延床面積 (m ²)	
1	行政系施設	財政課	本庁舎	3,872	
2		住民課	総合支所	1,611	
3	供給処理施設 (下水道施設)	上下水道課	三輪中央浄化センター	1,291	
4			上高場浄化センター	478	
5			栗田浄化センター	314	
6	町民文化系施設	財政課	コスモスプラザ	7,491	
7		生涯学習課	公民館支館	846	
8		人権・同和対策室	森山集会所	89	
9			野町集会所	158	
10			隣保館	264	
11		生涯学習課	めくばーる	学習館	4,625
12				図書館	
13				町民ホール	
14				健康福祉館	
15		保健・福祉施設	福祉課	めくばり館	946
16	三輪小学校			10,500	
17	学校教育系施設	教育課	東小田小学校	8,118	
18			三並小学校	4,306	
19			中牟田小学校	7,496	
20			三輪中学校	10,540	
21			夜須中学校	12,313	
22			子育て支援施設	教育課	こども未来館
23	こども課	美和みどり保育所		1,023	
24	スポーツ・レクリエーション系施設	生涯学習課	筑前町弓道場	229	
25			農業者トレーニングセンター	1,773	
26	公園施設	都市計画課	緑とスポーツのふれあい広場	371	
27			多目的運動公園	279	
28	社会教育系施設	企画課	大刀洗平和記念館	1,883	
29			男女共同参画センター	1,000	
30	その他施設	教育課	文化財調査事務所	152	
31		都市計画課	ふれあいファーム・その他公園・ 街路灯など	—	

(4) 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編では、温対法第2条第3項に掲載されている6種類的气体(表5)が算定対象です。

このうち本計画で対象とする温室効果ガスは、町の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)とします。

表5 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12~14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390~17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(Ver1.0)」(平成29年3月、環境省総合環境政策局環境計画課)より作成

3 第三次計画（旧計画）の評価

(1) 数値目標の達成状況

1) 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の目標達成状況は、表6のとおりです。

2021年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で39.6%減少しており、中間目標（30%削減）を達成しています。

【主な減少要因】

- ・各施設での運用改善や省エネ設備（LED照明等）への更新等
- ・九州電力（株）の排出係数の低減効果
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館等で電力・燃料使用量が減少

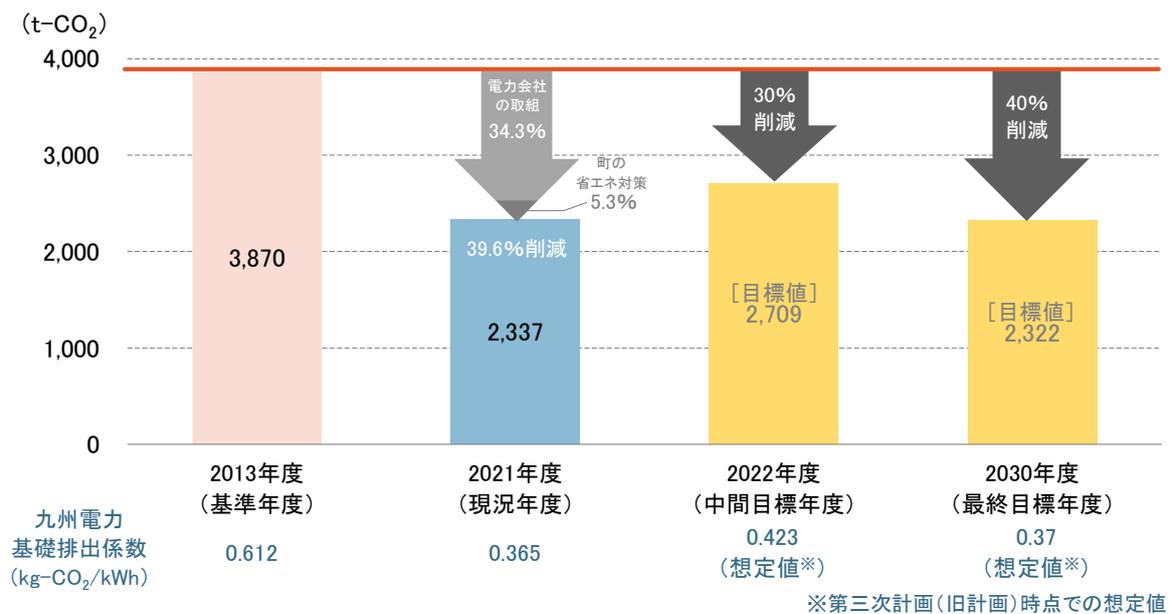


図2 各目標年度における削減目標

表6 温室効果ガス排出量の目標達成状況

項目	現況年度 【2021年度】	中間目標年度 【2022年度】	
	2013年度比 (削減率)	目標値	達成状況
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	-39.6%	-30%	○
(町の省エネ対策)	-5.3%	-2%	○
(電力会社の取組)	-34.3%	-28%	○

(注) 達成状況の説明 ○：達成、×：未達成

2) 財やサービスの購入に関する目標

財やサービスの購入に関する目標の達成状況は、表 7 のとおりです。

「用紙類の購入量（使用量）の削減」は、目標を達成していません。

「OA 機器の省エネルギー型製品の導入」及び「公用車の低排出ガス自動車・低燃費車の導入」は、目標を達成しています。

【用紙類の主な増加要因】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、用紙の使用量が増加

表 7 財やサービスの購入に関する数値目標の達成状況

項目		目標 【2022 年度】	基準年度 【2013 年度】	実績 【2021 年度】	達成 状況
用紙類	購入量（＝使用量）の削減 (2013 年度比)	3%以上削減	— (約 624 万枚)	16.0%増加 (約 724 万枚)	×
OA 機器	省エネルギー型製品の導入	75%	73% (693/952 台)	76% (660/870 台)	○
公用車	低排出ガス自動車・低燃費車 の導入	65%	56% (30/54 台)	67% (43/64 台)	○

(注) 達成状況の説明 ○：達成 ×：未達成

3) 財やサービスの使用に関する目標

財やサービスの使用に関する目標の達成状況は、表 8 のとおりです。

「施設の電気使用量」は、2013 年度比で 1.4%減少しており、目標の 2%削減に近づきつつありますが、2021 年度時点では目標を達成していません。

「公用車の燃料使用量の削減」は、目標を達成しています。

表 8 財やサービスの使用に関する数値目標の達成状況

項目	目標 【2022 年度】	基準年度 【2013 年度】	実績 【2021 年度】	達成 状況
施設の電気使用量の削減 (2013 年度比)	2%削減	— (約 543 万 kWh)	1.4%減少 (約 537 万 kWh)	△
公用車の燃料使用量の削減 (2013 年度比)	5%削減	— (約 5.2 万 L)	21.9%減少 (約 4.1 万 L)	○

(注) 達成状況の説明 ○：達成 △：目標に近づいているものの未達成 ×：未達成

(2) 計画で定めた取組の実施状況

第三次計画で定めた取組の実施状況は、表9のとおりです。

区分ごとにみると、平均点（平均実施率）が高い取組は、「公用車の購入にあたっての配慮に関する取組」で、平均点が低い取組は「容器・包装材の購入にあたっての配慮に関する取組」です。

また、上下水道課、建設課、都市計画課を対象とした「工作物の設計・施工・修理・解体における配慮に関する取組」では、「工作物の設計における省エネルギー化」が最も平均点が低い取組です。

個々の取組の実施状況をみると、平均点が高い取組（90%以上）、平均点が低い取組（70%未満）は次ページのとおりです。

表9 取組の実施状況

区分	取組内容（一部抜粋）	平均点	
①財やサービスの購入にあたっての配慮	用紙類	古紙配合率100%の用紙類	82.2
	電気製品	エネルギー消費効率の高い製品	81.3
	公用車	低公害車・低燃費車	89.1
	文具・事務機器等	再生材料から作られた製品	76.0
	容器・包装材	簡易包装された商品	74.4
	その他	再利用可能な製品	74.8
②財やサービスの使用にあたっての配慮	用紙類の使用	用紙使用量の把握・管理	78.3
	電気の使用	冷暖房設備の温度設定	82.6
	水の使用	水をこまめに止める	85.3
	燃料の使用	自動車の点検・整備の励行	81.9
	その他	事務用品の再利用	85.8
③廃棄にあたっての配慮	分別・減量化	資源回収ボックスを設置し分別収集を徹底	87.5
④工作物の設計・施工・修理・解体における配慮 (対象：上下水道課、建設課、都市計画課)	工作物の設計における省エネルギー化	施設周辺や屋上などの緑化	56.0
	温室効果ガスの低減に資する素材の選択	資材の無梱包化や実寸発注	75.0
	廃棄物の減量	建設副産物の発生を抑制	83.3
	その他	廃棄物分別収集スペースの確保	85.0

●平均点の算出方法

以下の取り組みに対する回答にそれぞれ点数を与え平均点(①)を算出し、さらに区分ごとの平均点(②)を算出した。

$$\left(\begin{array}{l} \text{「徹底して実施している」の回答数} \times 100 \text{ 点} \\ \text{「概ね実施している」の回答数} \times 70 \text{ 点} \\ \text{「あまり実施していない」の回答数} \times 30 \text{ 点} \\ \text{「まったく実施していない」の回答数} \times 0 \text{ 点} \end{array} \right) \div \text{回答数} = \text{①}$$

→ ① ÷ 取り組みの項目数(区分ごと) = ②

<平均点が 90 点以上の取組>

- 会議室等普段使用しない場所の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。(95 点)
- エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのための利用とする。(93 点)
- 公用車は適正な台数に抑える。(92 点)
- 詰め替え可能な製品(文具、洗剤など)を購入する。(90 点)
- 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。(90 点)
- 会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明は、使用のつど点灯する。(90 点)
- 使用済封筒やファイル等の事務用品は再利用する。(90 点)
- ◎再生資材等、環境負荷の少ない建設材を採用する。(100 点)
- ◎建設副産物の発生の抑制を図る。(100 点)
- ◎アスファルト、コンクリート塊等建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。(100 点)

<平均点が 70 点未満の取組>

- 用紙使用量の把握・管理をする。(69 点)
- 窓側のみ消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。(69 点)
- 簡易包装された商品を購入する。(69 点)
- 事務事業の性質上やむをえない場合を除き、ペーパータオル等の使い捨て紙製品の使用を自粛する。(69 点)
- 文具・事務用品は、再生材料から作られた製品を購入する。(69 点)
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。(67 点)
- 会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正する。(66 点)
- リターナブル容器で販売されている製品を購入する。(66 点)
- ◎工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。(50 点)
- ◎発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。(50 点)

(注) ◎：上下水道課、建設課、都市計画課を対象とした取組内容。

4 エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況

(1) 基準年度（2013年度）の状況

1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務・事業に伴う2013年度の温室効果ガス排出量は、3,870t-CO₂です(表10)。

温室効果ガスの内訳(図3)をみると、二酸化炭素が約97%を占めており、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量は全体の約3%です。

表10 温室効果ガス排出量

温室効果ガス	二酸化炭素換算後の排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	3,737 t-CO ₂
メタン	45.6 t-CO ₂
一酸化二窒素	86.9 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	0.8 t-CO ₂
合計	3,870 t-CO ₂

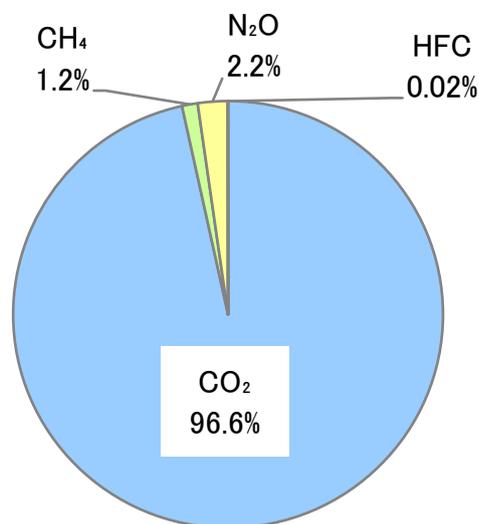


図3 温室効果ガス排出量の内訳

① 二酸化炭素排出量

2013年度の二酸化炭素排出量は、3,737 t-CO₂です。

電力の使用による排出量が最も多く、約 89% (3,326 t-CO₂) を占めています (図 4)。

施設別の二酸化炭素排出量は、三輪中央浄化センターとコスモスプラザが最も多く、2施設で全体の約 30%を占めています (図 5)。

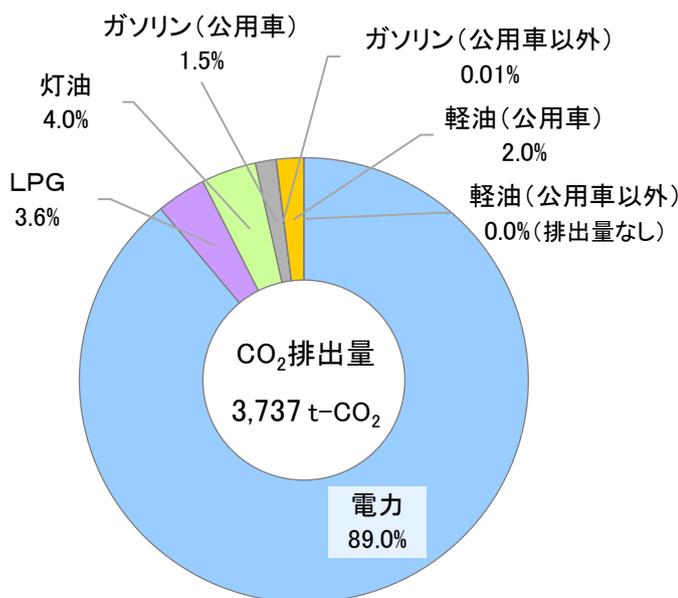


図 4 二酸化炭素排出量のエネルギー種別の内訳

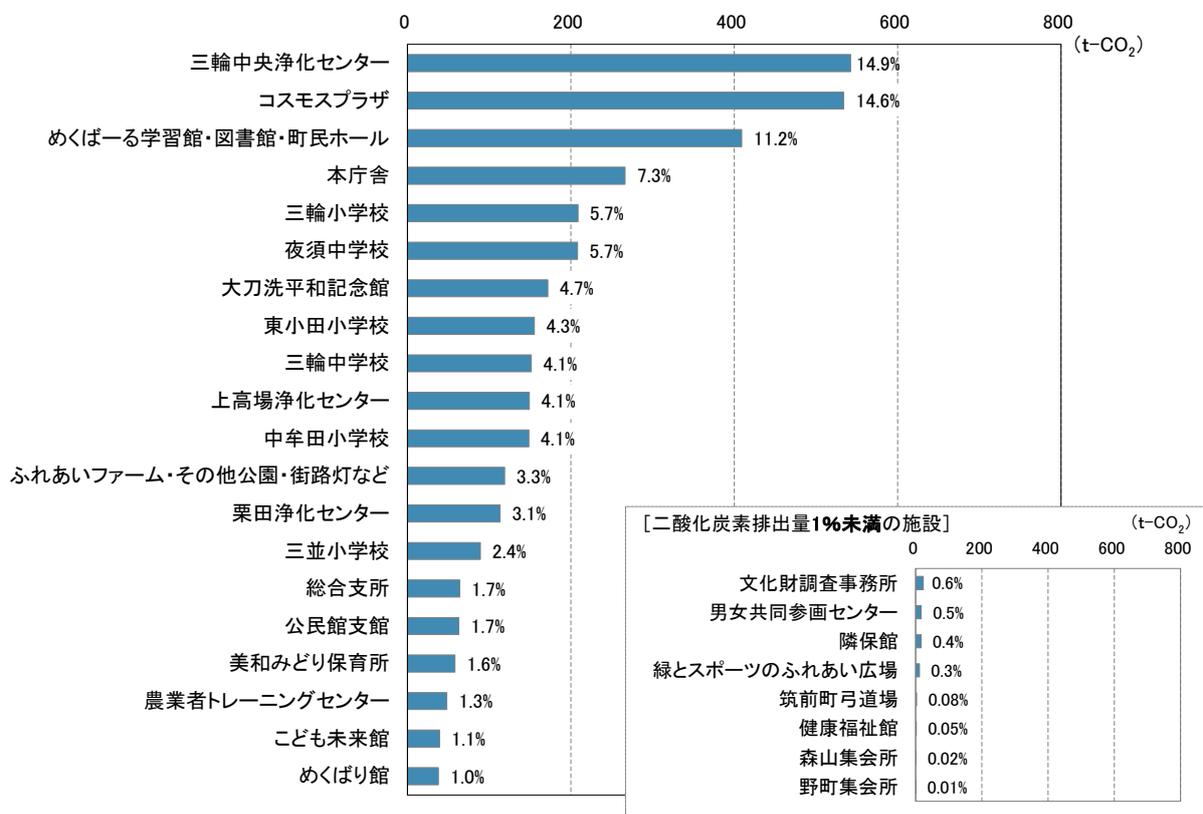


図 5 二酸化炭素排出量の施設別の内訳

② メタン排出量

2013年度のメタン排出量は、46 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。

浄化センターにおける下水等の処理に伴う排出が多く、全体の約80%を占めています（図6）。

施設別にみると、三輪中央浄化センターからの排出量が最も多く、全体の約66%を占めています（図7）。

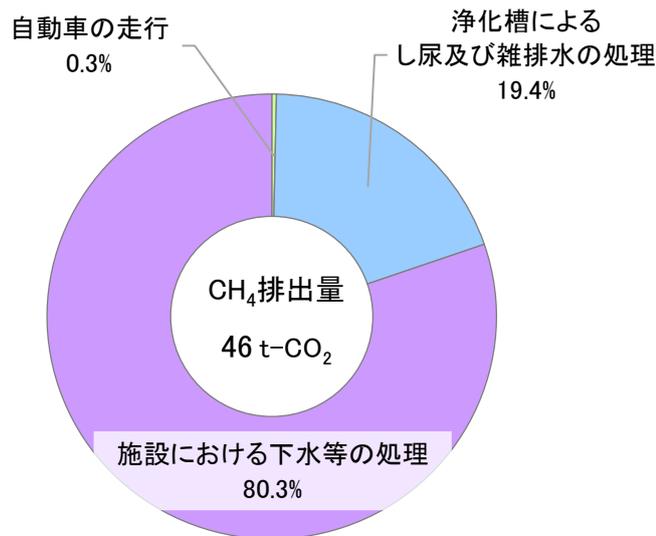


図6 メタン排出量（二酸化炭素換算値）の内訳

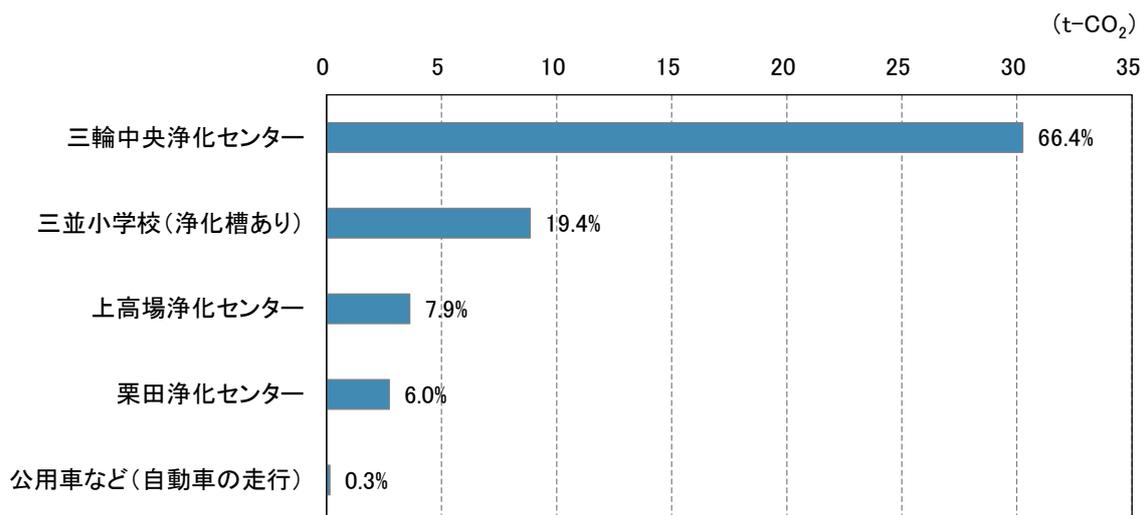


図7 メタン排出量（二酸化炭素換算値）の施設別の内訳

③ 一酸化二窒素排出量

2013年度の一酸化二窒素の排出量は、87 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。

浄化センターにおける下水等の処理に伴う排出が多く、全体の約91%を占めています（図8）。そのほか、浄化槽によるし尿及び雑排水の処理、自動車走行時の燃料の使用によっても一酸化二窒素が排出されています。

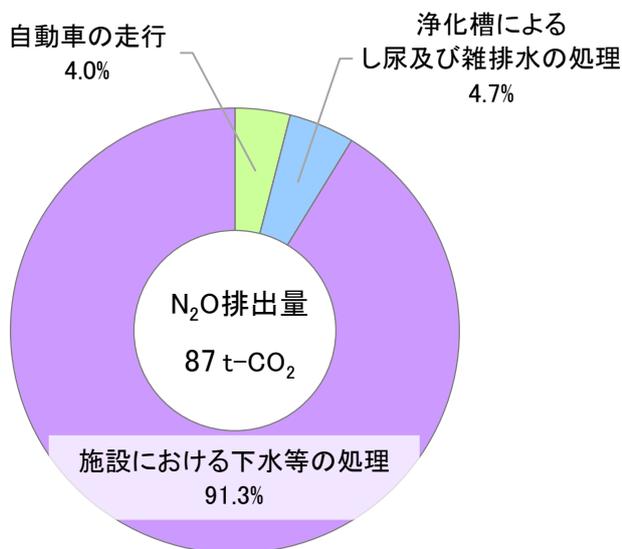


図8 一酸化二窒素排出量（二酸化炭素換算値）の内訳

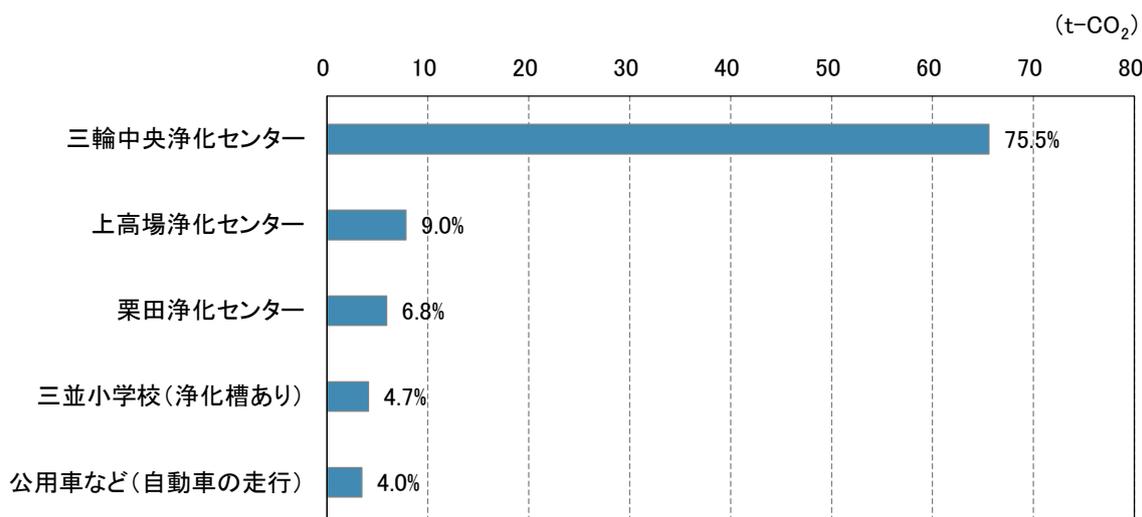


図9 一酸化二窒素排出量（二酸化炭素換算値）の施設別の内訳

④ハイドロフルオロカーボン排出量

2013年度のハイドロフルオロカーボンの排出量は、0.8 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。

ハイドロフルオロカーボンは、公用車の自動車用エアコンを使用する際に排出（漏出）されています（図 10）。

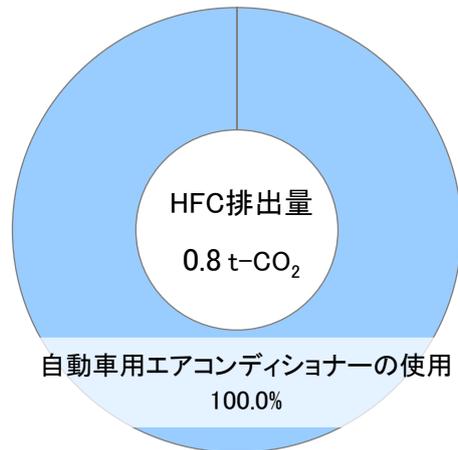


図 10 ハイドロフルオロカーボン排出量（二酸化炭素換算値）の内訳

2) エネルギーの使用状況

2013年度の町の事務・事業に伴うエネルギー使用量は、熱量換算値で60,538 GJです(表11)。

エネルギー種別で見ると、電力の割合が最も多く、約90%を占めています(図11)。

施設別で見ると、三輪中央浄化センター、コスモスプラザのエネルギー使用量が多く、2施設で全体の約30%を占めています(図12)。

表11 エネルギー使用量

項目	使用量	換算係数	熱量換算
電力	5,434,635 kWh	9.97 MJ/kWh	54,183 GJ
LPG	44,588 kg	50.8 MJ/kg	2,265 GJ
灯油	59,428 L	36.7 MJ/L	2,181 GJ
ガソリン	24,135 L	34.6 MJ/L	835 GJ
軽油	28,485 L	37.7 MJ/L	1,074 GJ
計			60,538 GJ

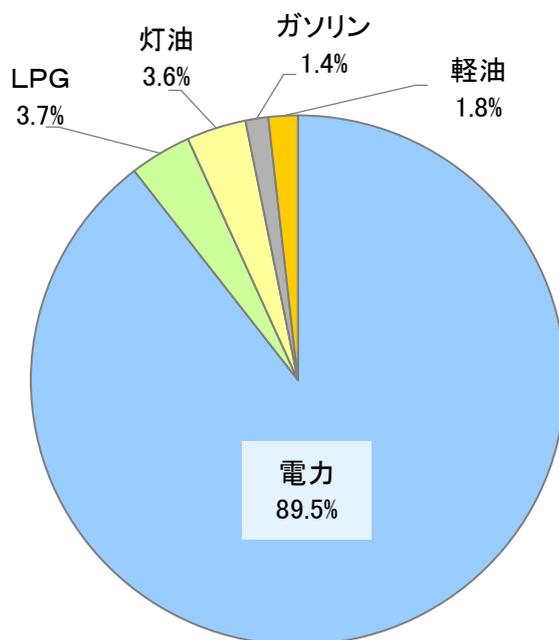


図11 エネルギー使用量のエネルギー種別の内訳

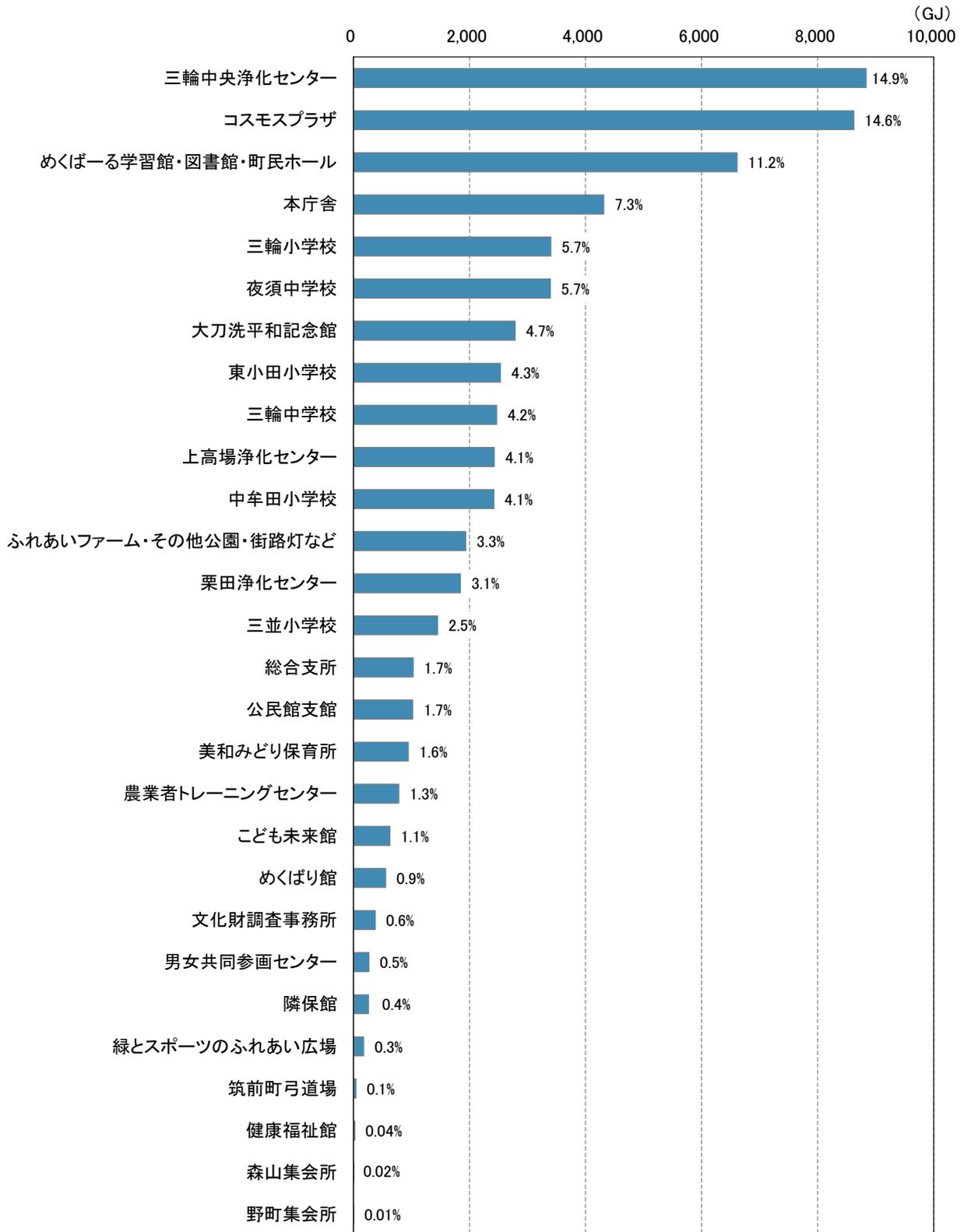


図 12 施設別エネルギー使用量（熱量換算）の内訳

① 電力使用量

2013年度の電力使用量は、5,434,635 kWhです。施設別にみると、三輪中央浄化センター、コスモスプラザの電力使用量が多く、2施設で全体の約31%を占めています(図13)。

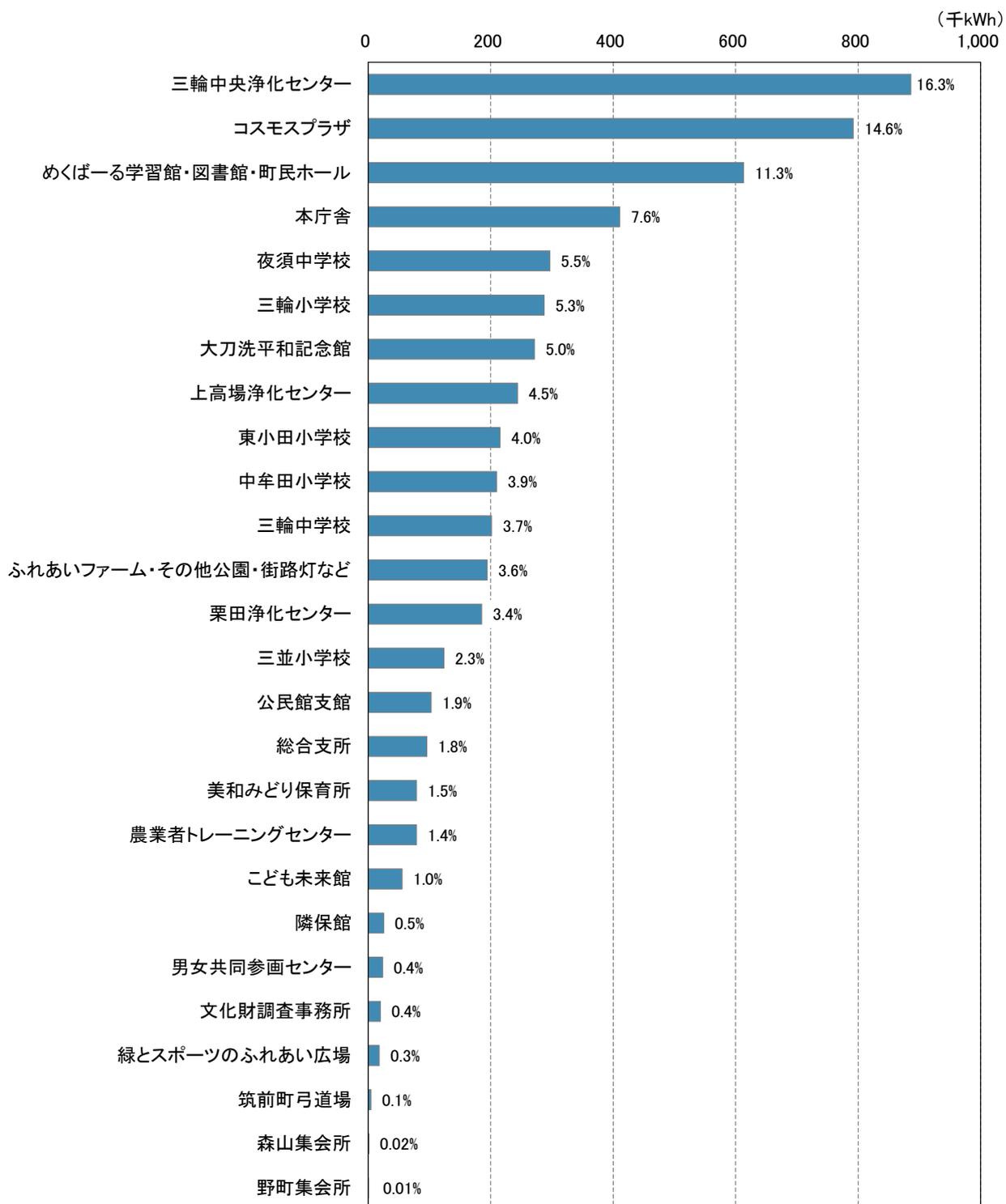


図13 電力使用量の内訳

② LPG 使用量

LPG は 20 施設で使用されており、2013 年度における LPG 使用量は、44,588 kg です。小中学校などの教育施設での使用量が大半を占めています（図 14）。

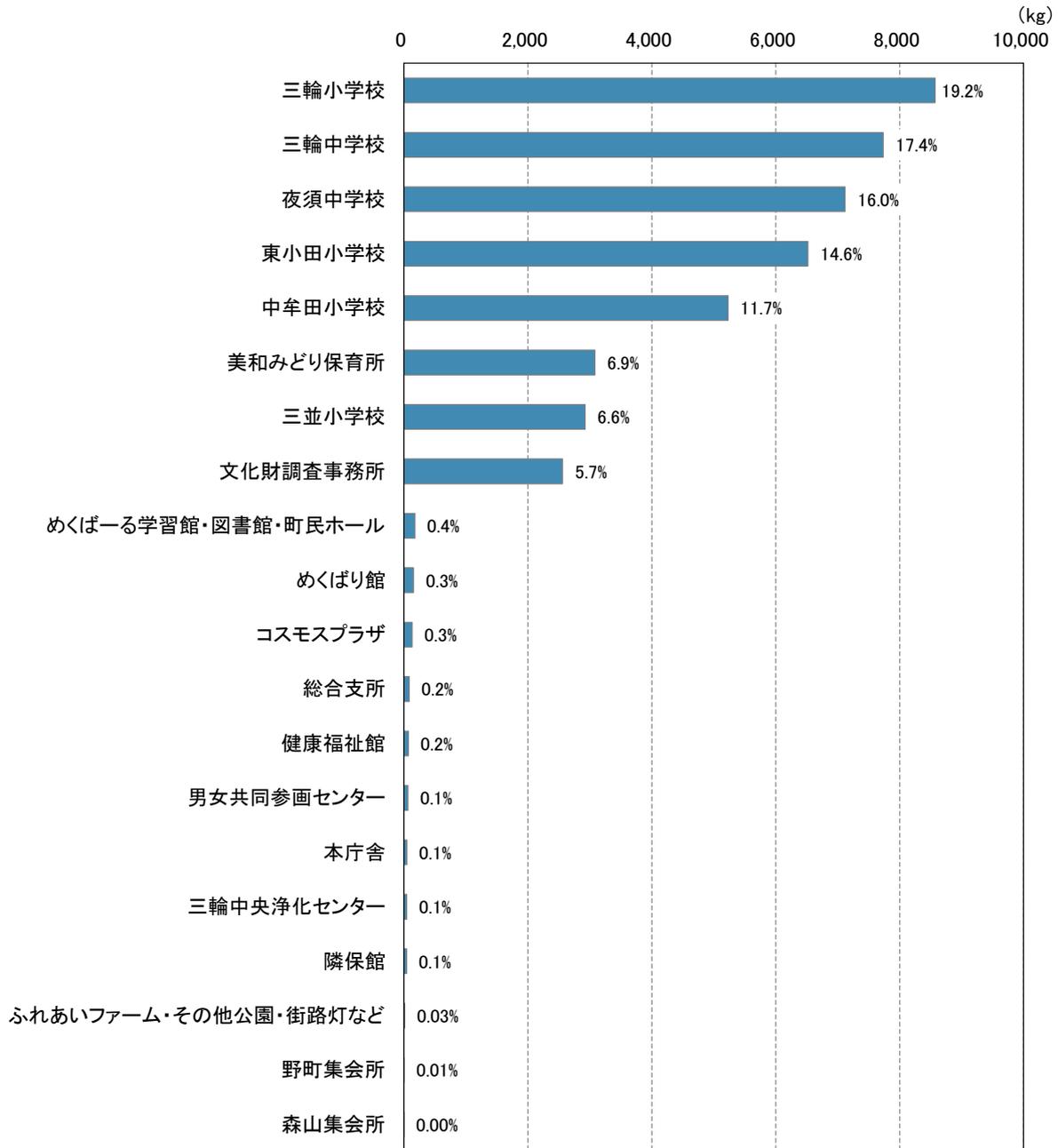


図 14 LPG 使用量の内訳

③ 灯油使用量

灯油は 12 施設で使用されており、2013 年度における灯油使用量は、59,428 L です。施設別にみると、コスモスプラザ、めくばり館、めくばーる学習館・図書館・町民ホールの使用量が多く、3 施設で全体の約 76%を占めています（図 15）。

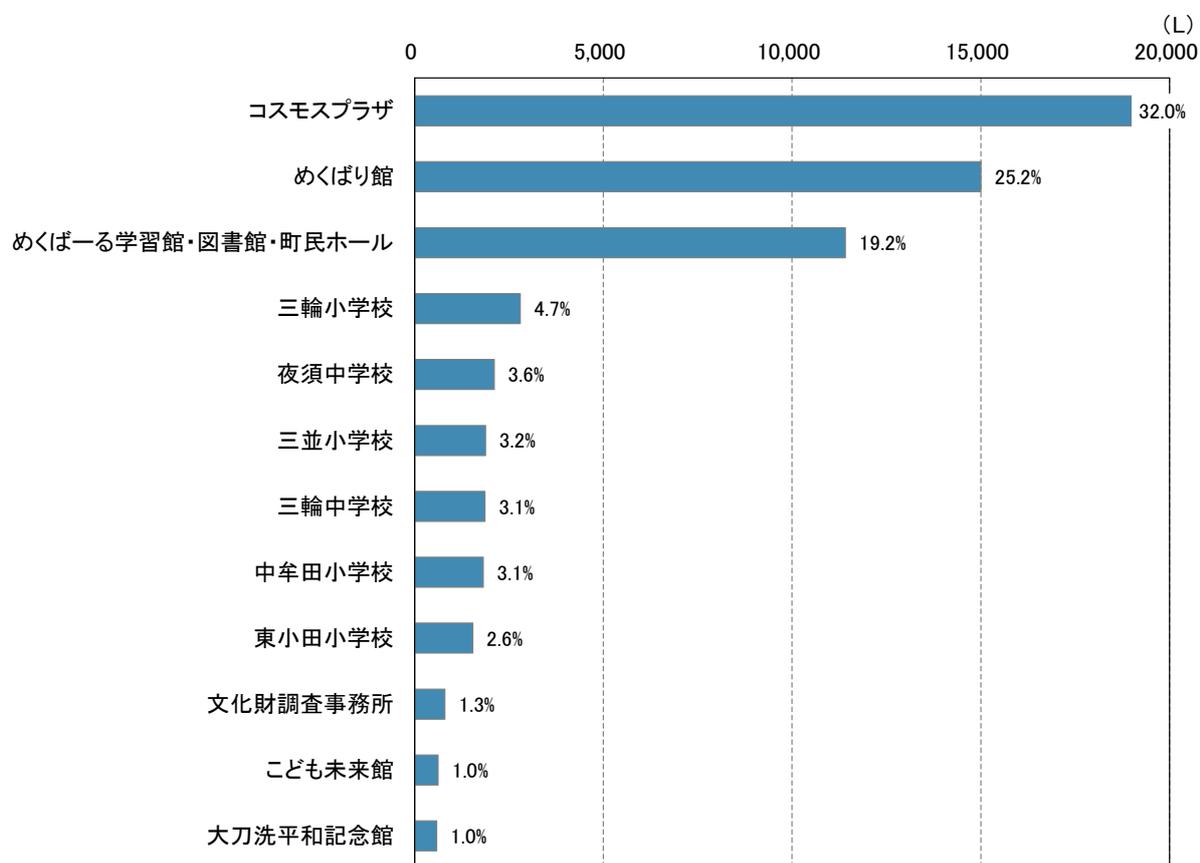


図 15 灯油使用量の内訳

④ ガソリン使用量

2013年度のガソリン使用量は24,135 Lです。

ほとんどが公用車の燃料として使用されており、全体の約99%を占めています(図16)。

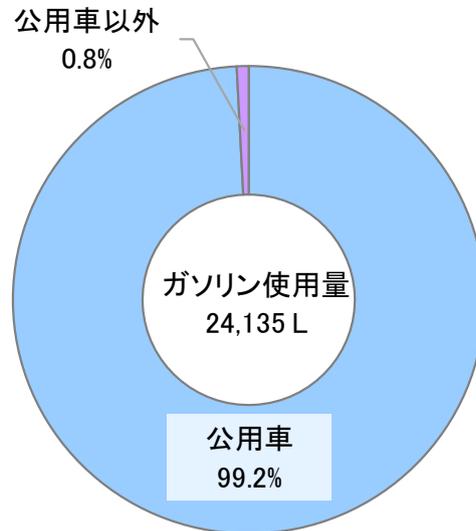


図16 ガソリン使用量の内訳

⑤ 軽油使用量

2013年度の軽油使用量は28,485 Lです。

全てが公用車の燃料として使用されています(図17)。

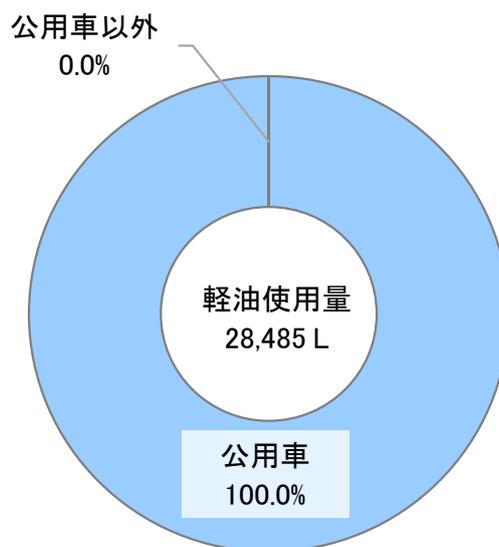


図17 軽油使用量の内訳

(2) 基準年度 (2013年度) 以降の変化

1) 温室効果ガス排出量の経年変化

町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、2013年度以降、減少傾向にあります。2021年度の排出量は、基準年度の2013年度と比べて約40%減少しています(図18、表12)。

【主な要因】

〈二酸化炭素の減少〉

- ・各施設での運用改善や省エネ設備(LED照明等)への更新
- ・九州電力(株)の排出係数の低減効果

〈ハイドロフルオロカーボンの増加〉

- ・公用車の保有台数が増加

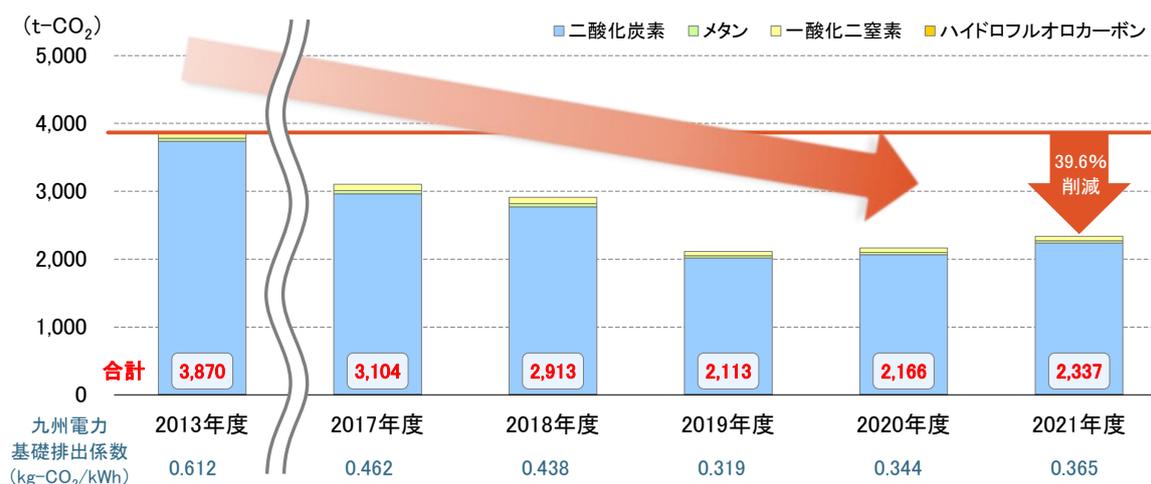


図18 2013、2017～2021年度の温室効果ガス総排出量の経年変化

表12 温室効果ガス排出量の内訳 (2013、2017～2021年度)

区分	(t-CO ₂)					
	2013年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,737	2,964	2,769	2,015	2,065	2,237
メタン (CH ₄)	45.6	47.8	49.0	34.4	35.6	35.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	86.9	91.0	93.9	62.5	64.6	64.3
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.76	0.93	0.96	0.96	0.89	0.93
計	3,870	3,104	2,913	2,113	2,166	2,337

2) エネルギー使用量の経年変化

町の事務・事業に伴うエネルギー使用量（熱量換算値）の推移をみると（図 19）、2013年度から2017年度にかけて増加し、その後は概ね減少傾向で推移しています。2021年度のエネルギー使用量は、基準年度（2013年度）比で約4%減少しています。

【主な要因】

- 2013→2017年度（増加↑）
 学校への空調設備の導入等により電力使用量が増加
- 2019年度（減少↘）
 本庁舎での設備更新（LED・空調）により電力使用量が減少
- 2020年度（減少↘）
 小中学校（LED）、めくばーる（LED・空調の一部）、コスモスプラザ（LED）での設備更新により電力使用量が減少
 新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館等で電力・燃料使用量が減少
- 2021年度（増加↑）
 運営を再開する施設が増えたこと、一部の施設では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として使用されていたことなどから、電力・燃料使用量が増加

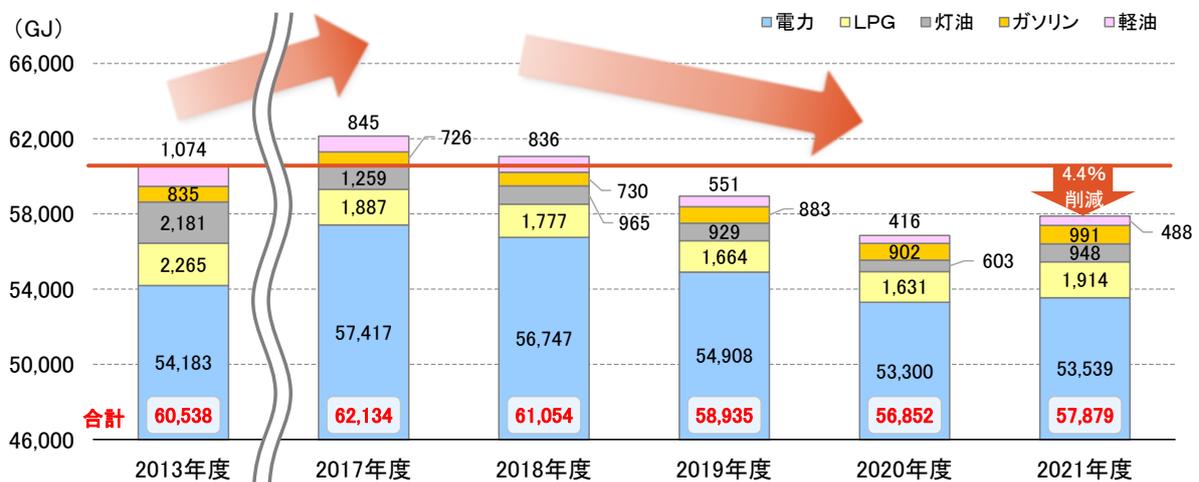


図 19 2013、2017～2021年度のエネルギー使用量（熱量換算値）

3) 基準年度と現況年度のエネルギー使用量の比較

基準年度(2013年度)と現況年度(2021年度)のエネルギー使用量の比較を表13に示します。

施設別のエネルギー使用量をみると、めくばーるや本庁舎等、多くの施設において2013年度よりもエネルギー使用量が減少しています。

その一方、三輪中央浄化センターや多くの小中学校ではエネルギー消費量が増加しています。

表13 2013年度と2021年度のエネルギー使用量の比較

施設名称	2013年度 (GJ)	2021年度 (GJ)	2021年度-2013年度 (GJ)	2013年度比 (%)
めくばーる学習館・図書館・町民ホール	6,613	4,433	-2,180	-33%
本庁舎	4,315	2,639	-1,676	-39%
大刀洗平和記念館	2,789	1,822	-967	-35%
ふれあいファーム・その他公園・街路灯など	1,937	1,135	-802	-41%
公民館支館	1,024	262	-762	-74%
農業者トレーニングセンター	786	247	-538	-69%
コスモスプラザ	8,623	8,211	-413	-5%
三並小学校	1,452	1,151	-300	-21%
めくばり館	558	335	-223	-40%
美和みどり保育所	950	749	-200	-21%
隣保館	263	128	-135	-51%
夜須中学校	3,397	3,265	-132	-4%
公用車	1,304	1,202	-102	-8%
総合支所	1,032	957	-74	-7%
こども未来館	631	575	-56	-9%
上高場浄化センター	2,431	2,387	-44	-2%
筑前町弓道場	45	19	-25	-57%
緑とスポーツのふれあい広場	181	167	-14	-8%
森山集会所	12.1	11.8	-0.2	-2%
野町集会所	5.9	6.3	0.4	6%
健康福祉館	26	54	28	106%
文化財調査事務所	378	411	33	9%
三輪中学校	2,473	2,559	86	3%
三輪小学校	3,404	3,532	128	4%
男女共同参画センター	271	414	144	53%
栗田浄化センター	1,846	2,025	179	10%
中牟田小学校	2,422	2,604	183	8%
東小田小学校	2,535	2,839	304	12%
三輪中央浄化センター	8,835	13,420	4,584	52%
合計	59,235	56,677	-2,558	—

さらに、延床面積 1m²あたりのエネルギー使用量をみると、3つの浄化センターが上位を占めています。その中でも、三輪中央浄化センターでは、2013年度と比べると1m²あたりのエネルギー使用量が約50%増加しています。

表 14 2013年度と2021年度の1m²あたりのエネルギー使用量

施設名称	2013年度 (GJ)	2021年度 (GJ)	2021年度-2013年度 (GJ)	延床面積 (m ²)	1m ² あたりの使用量	
					2013年度 (GJ/m ²)	2021年度 (GJ/m ²)
めくばーる学習館・図書館・町民ホール	6,613	4,433	-2,180	4,625	1.43	0.96
本庁舎	4,315	2,639	-1,676	3,872	1.11	0.68
大刀洗平和記念館	2,789	1,822	-967	1,883	1.48	0.97
ふれあいファーム・その他公園・街路灯など	1,937	1,135	-802	—	—	—
公民館支館	1,024	262	-762	846	1.21	0.31
農業者トレーニングセンター	786	247	-538	1,773	0.44	0.14
コスモスプラザ	8,623	8,211	-413	7,491	1.15	1.10
三並小学校	1,452	1,151	-300	4,306	0.34	0.27
めくばり館	558	335	-223	946	0.59	0.35
美和みどり保育所	950	749	-200	1,023	0.93	0.73
隣保館	263	128	-135	264	1.00	0.48
夜須中学校	3,397	3,265	-132	12,313	0.28	0.27
公用車	1,304	1,202	-102	—	—	—
総合支所	1,032	957	-74	1,611	0.64	0.59
こども未来館	631	575	-56	1,544	0.41	0.37
上高場浄化センター	2,431	2,387	-44	478	5.09	4.99
筑前町弓道場	45	19	-25	229	0.20	0.08
緑とスポーツのふれあい広場	181	167	-14	371	0.49	0.45
森山集会所	12.1	11.8	-0.2	89	0.14	0.13
野町集会所	5.9	6.3	0.4	158	0.04	0.04
健康福祉館	26	54	28	1,071	0.02	0.05
文化財調査事務所	378	411	33	152	2.49	2.70
三輪中学校	2,473	2,559	86	10,540	0.23	0.24
三輪小学校	3,404	3,532	128	10,500	0.32	0.34
男女共同参画センター	271	414	144	1,000	0.27	0.41
栗田浄化センター	1,846	2,025	179	314	5.88	6.45
中牟田小学校	2,422	2,604	183	7,496	0.32	0.35
東小田小学校	2,535	2,839	304	8,118	0.31	0.35
三輪中央浄化センター	8,835	13,420	4,584	1,291	6.84	10.40
合計	59,235	56,677	-2,558	84,584	—	—

※ 赤塗りは上位3項目を示し、赤字は上位1項目を示す。

5 計画の目標

(1) 目標設定の考え方

温対法により、「市町村は、地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定するものとする」とされています。国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とされているため、政府実行計画^{*}に準じた目標設定とします。

また、重点的に取り組む施策についても、政府実行計画を参考に設定します。

◆政府実行計画の削減目標

2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

※政府実行計画：「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」のこと。措置の内容として、①再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組、②建築物の建築、管理等に当たっての取組、③財やサービスの購入・使用に当たっての取組、④その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮、⑤ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等、⑥各府省庁の実施計画の策定、⑦政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検が示されている。

表 15 政府実行計画の主な取組とその目標

取組	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB [*] Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

※ZEB：p31 参照

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

本町における温室効果ガス排出量の削減目標は、2030（令和 12）年度の排出量を 2013（平成 25）年度比で 50%削減（ $-1,935\text{t-CO}_2$ ）し、 $1,935\text{t-CO}_2$ 以下にすることとします（図 20）。

本町の 2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量は $2,337\text{t-CO}_2$ であり、既に 2013（平成 25）年度比で約 40%削減されています。

計画的な設備更新の実施や運用面の取組の強化により、目標の達成を目指します。

◆ 温室効果ガス排出量の削減目標

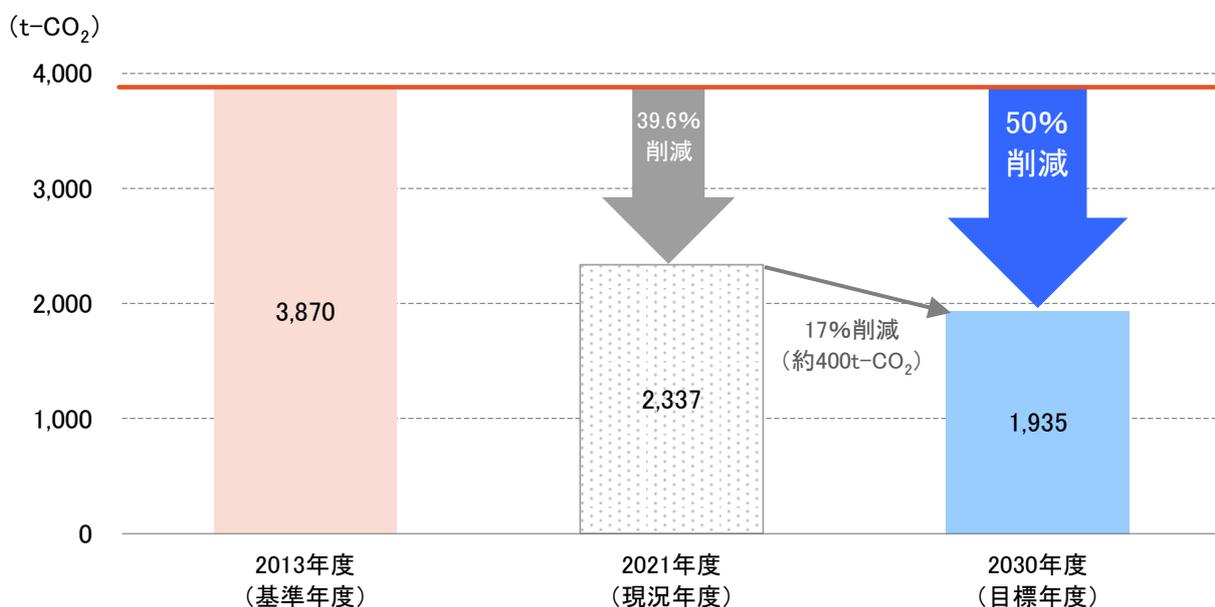


図 20 温室効果ガス排出量の削減目標

6 目標達成に向けた取組

(1) 重点的に取り組む施策

政府実行計画における国の取組を踏まえ、町として重点的に取り組む施策を以下のとおり設定し、推進します。

▶ 太陽光発電の最大限の導入

-  2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す
- 
 - ・2030 年度までに、三輪中央浄化センターに太陽光発電設備を設置する
 - ・その他の施設についても太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を推進する
 - ・太陽光発電設備とともに蓄電池の導入を検討し、再エネ由来の電力を最大限活用するよう努める

▶ 建築物における省エネルギー対策の徹底

-  今後予定する新築事業については原則 ZEB^{*} Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB^{*} Ready 相当となることを目指す
-  施設の新築・建替えについては原則 ZEB^{*} Oriented 相当以上を目指す

▶ 電動車の導入

-  代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする
-  代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については可能な限り電動車とする

▶ LED 照明の導入

-  既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする
-  対象施設への LED 照明導入率：100%を目指す

▶ 再生可能エネルギー電力調達の推進

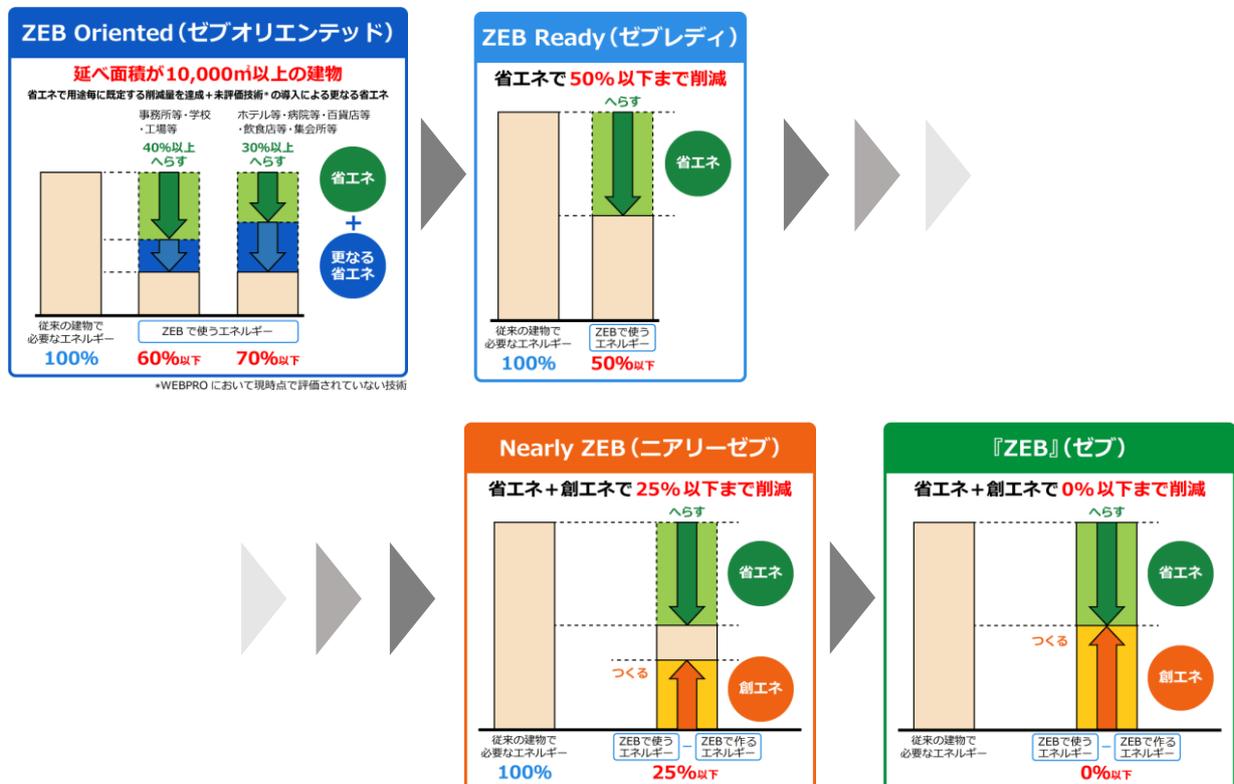
- 国** 2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする
- 町** 二酸化炭素排出係数が低く、再生可能エネルギー導入比率の高い電力調達を推進する

▶ 廃棄物の 3R+Renewable

- 国** プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する
- 町**
 - ・使い捨て商品の使用を抑制する等により、ごみ排出量等の削減に努める
 - ・資源化物の分別を徹底する等、リサイクルを推進する

※ ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。現在、ZEB の実現・普及に向けて、以下の 4 段階の ZEB が定性的及び定量的に定義されています。



出典：ZEB の定義（環境省ホームページ）

(2) その他の具体的な取組

温室効果ガス排出量の削減目標である“2030年度までに2013年度比で50%削減”を達成するためには、以下のような様々な取組を複合的に実施していくことが重要です。

全ての施設、職員が以下の取組を推進することとします。

▶ 施設・設備の省エネ化の推進

- 通路や階段、トイレなどに人感センサーを導入する
- 照明範囲を細分化する設備を導入し、必要な場所のみ点灯できるようにする
- 空調設備をエネルギー消費効率の高い空調設備に更新する
- 冷房効率を上げるため、カーテンやブラインドを有効に利用する
- 冷房期間中は空調機の室外機に日除けを設置する
- 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する
- グリーンカーテンや屋上緑化（太陽光発電設備の設置が困難である場合）を実施する
- OA機器の購入・更新の際は、省エネタイプの機器を導入する
- 高効率給湯器（エコキュート、エネファームなど）を導入する
- 二重窓や高断熱ガラスの導入等、建物の省エネ改修を計画的に行う
- 電力使用量監視システムなどを導入し、電力消費を見える化する
- 公用車の電気自動車等の電力のため、駐車場へ充電設備の整備を進める
- 町有施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請する

▶ ごみ排出量の削減・リサイクルの推進

- 資源回収ボックスを設置して、分別収集を徹底する
- 庁内のアナログ業務をデジタル化することにより、ペーパーレス化を推進する
例：電子決裁、文書管理の電子化 等
- ペーパーレス化に関わる備品（タブレットやノートパソコンなど）を拡充する
- 用紙使用量を把握・管理する

▶ 省エネ・省資源化行動の徹底

表 16 職員一人ひとりが行う省エネ・省資源化行動

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する ・冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する ・空調の吹き出し口付近の障害物を撤去する（障害物を置かない）
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは支障のない範囲で消灯し、時間外勤務時は利用していない場所の消灯を徹底する ・日当たりの良い場所では、点灯せずに自然採光を活用する
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・支障のない範囲で両面印刷や裏面コピーを徹底する ・庁内ネットワーク等を活用し、ペーパーレス化を推進する ・メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する
機器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器については省エネモードを活用するとともに、長時間使用しない場合は、支障のない範囲で主電源を切る ・業務終了後は、OA 機器や電気製品の電源を切る ・エレベーターの利用は、体調不良の場合や荷物の積み降ろしのみとし、職員は階段を利用する ・本庁舎の正面玄関を出入りする際、職員は自動ドアを使用しない（荷物の搬出入等を除く） ・温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・運転する際は、エコドライブを徹底する <ul style="list-style-type: none"> ①やさしい発進を心がける ②加減速の少ない運転を心がける ③エンジンブレーキを活用する ④カーエアコンは適切に使用する ⑤無駄なアイドリングをしない ⑥不要な荷物を積まない ・なるべく公用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用する ・オンライン会議の活用により移動（ガソリン等）の削減を推進する ・公用車の走行距離や燃料使用量等の実態を把握し、改善を行う
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類や缶・ペットボトル等の資源化物の分別を徹底するなど、リサイクルを推進する ・マイバッグやマイボトルを使用するなど、使い捨て商品の使用を抑制する ・使用済みの封筒やファイル等の事務用品を再利用する
節水	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや歯磨き等をする時は、こまめに水を止める
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入する「グリーン購入※」を推進する <p>※必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること。（詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、コピー用紙やトイレトペーパーは再生紙を購入するなど）</p>

7 計画の推進

(1) 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取組を推進していくことが必要です。そこで、以下の体制をとることとします（図 21）。

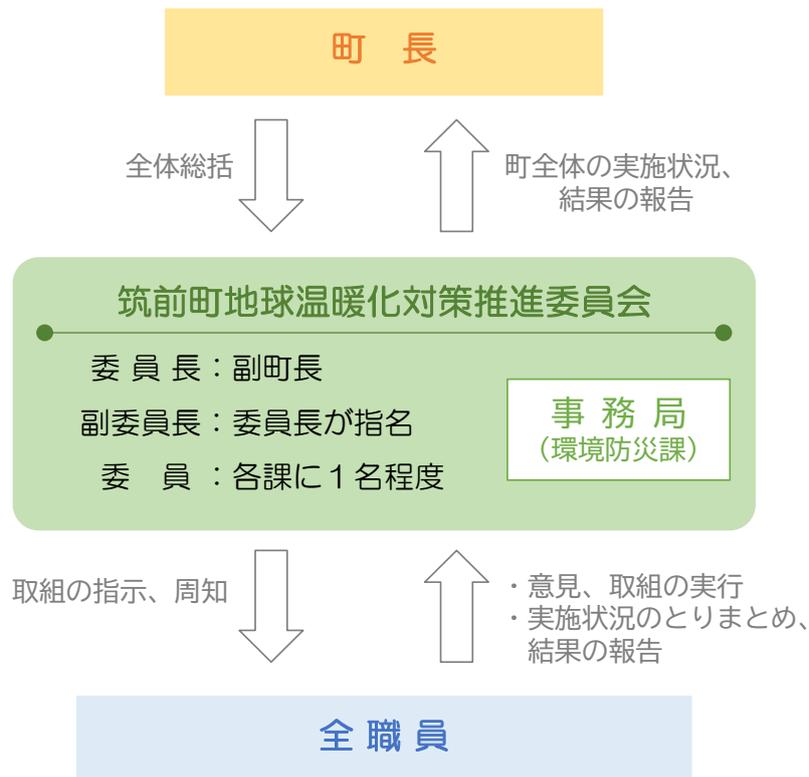


図 21 計画の推進体制

1) 筑前町地球温暖化対策推進委員会（筑前町地球温暖化対策推進委員）

筑前町地球温暖化対策推進委員（以下、「推進委員」）は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的に計画内容の点検・評価、計画の見直しなどを行います。

2) 事務局

事務局は、環境防災課が担当します。

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行うほか、研修を実施します。また、各課担当者からの点検結果報告を踏まえて計画の実施状況を取りまとめ、委員会の開催・運営、実施状況の公表などを行います。

(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、①Plan（計画）、②Do（実行）、③Check（評価）、④Act（改善）という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

1) Plan（計画）

事務局は 1 年間のスケジュールを設定し、職員へ通知します。推進委員及び職員は、目標を確認し、取組内容を各課・各施設で共有します。

2) Do（実行）

職員は、推進委員の指示に基づき計画に示す取組を実施します。事務局は、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表 17 職員への情報提供

提供方法	提供内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内掲示 ・ 庁内 LAN 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の内容 ・ 取組の項目 ・ エネルギー使用量の推移 ・ 削減目標の達成状況 など

<研修の実施>

事務局は、計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修を実施します。

表 18 職員の研修

項目	内容
対象	全職員
頻度	年 1 回程度
研修内容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

3) Check (評価)

各課担当者は、各施設のエネルギー使用量と各課の取組の実施状況（年1回）を把握し、事務局に報告します。

事務局は各課担当者からの報告を踏まえて、町全体の状況を取りまとめ、計画の実施状況を総括した結果を委員会において報告し、点検・評価を行います。

表 19 活動量及び取組の実施状況調査

項目	調査担当課	報告回数
電気・燃料使用量	施設及び車両を管理する全ての課	年1回
自動車台数、走行量	車両を管理する全ての課	
下水処理量、浄化槽人数	上下水道課、教育課	
施策の実施状況	担当課、事務局	
職員の省エネ・省資源化行動の取組状況	全ての課	

4) Act (改善)

事務局及び推進委員は、点検結果や推進状況を踏まえて次年度に向けた見直しを行います。計画を改訂した場合は、改訂内容を筑前町ホームページに公開します。温室効果ガスの排出状況や目標の達成状況等は、ホームページや筑前町の環境（筑前町環境基本計画年次報告書）によって毎年公開します。

表 20 計画や実施状況の公表

公表方法	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 筑前町の環境（年次報告書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全文 ・ 目標の達成状況 ・ 取組の実施状況

巻末資料

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省マニュアル^{※1}に基づき、電力使用量や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定しました。温室効果ガス排出量の算定に使用した電力事業者別の排出係数を表 22 に、燃料種別の排出係数を表 23～表 26 に、地球温暖化係数^{※2}を表 27 に示します。

なお、算定に用いる電力事業者の二酸化炭素排出係数は、公表時期の都合により、算定する年度の前年度の実績値を用いています。

※1：環境省マニュアル

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和 4 年 3 月、環境省）

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和 4 年 3 月、環境省）

※2：地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

表 21 温室効果ガス排出量の計算方法（二酸化炭素換算含む）

項目	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ 、kg-CH ₄ 、kg-N ₂ O、kg-HFC)	二酸化炭素換算 (kg-CO ₂)
二酸化炭素	電力使用量×排出係数（表 22） 燃料使用量×排出係数（表 23）	—
メタン	走行距離×排出係数（表 24、表 25）	各温室効果ガス排出量× 地球温暖化係数（表 27）
一酸化二窒素	下水等の処理量×排出係数（表 24、表 25） 浄化槽の処理対象人員×排出係数（表 24、表 25）	
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用台数×排出係数（表 26）	

表 22 筑前町と契約実績のある電力事業者の二酸化炭素の排出係数

(kg-CO₂/kWh)

電力事業者	2013 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
九州電力株式会社 (基礎排出係数)	0.612	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365
排出係数の 実績値年度 [※]	2012 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度

出典：電気事業者毎の基礎排出係数一覧<令和 2 年度実績（R4/6/15 告示）>（環境省 地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト）

※ 算定に用いる二酸化炭素排出係数は、公表時期の都合により、算定する年度の前年度の実績値を用いています。
例：2021 年度の二酸化炭素排出量の算定する場合の二酸化炭素排出係数は、2020 年度の排出係数である 0.365 を用いて算定しています。

表 23 燃料種別の二酸化炭素の排出係数

項目	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg

備考)「温対法施行令第3条」から引用

表 24 メタンの排出係数

項目		排出係数	
自動車の 走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.00001 kg-CH ₄ /km
	ガソリン	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035 kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	0.00001 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000002 kg-CH ₄ /km
		普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017 kg-CH ₄ /km
	終末処理場における下水等の処理		0.00088 kg-CH ₄ /m ³
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理		0.59 kg-CH ₄ /人・年	

表 25 一酸化二窒素の排出係数

項 目			排出係数
自動車の 走行	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029 kg-N ₂ O/km
	ガソリン	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000041 kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000025 kg-N ₂ O/km
終末処理場における下水等の処理			0.00016 kg-N ₂ O/m ³
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理			0.023 kg-N ₂ O/人・年

表 26 ハイドロフルオロカーボンの排出係数

項 目	排出係数
自動車用エアコンの使用	0.01 kg-HFC/台・年

表 27 地球温暖化係数

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
1	25	298	1,430*

※HFC は物質群の総称であり、個々の物質により地球温暖化係数が異なります。本計画ではカーエアコンに封入されている HFC として代表的な HFC-134a を対象とします。

(2) 電力・燃料使用量等調査票

2022年度分

本庁舎

調査票 1 施設の電力・燃料使用量等調査票

※黄色のセルのみ入力してください。

記入部署名： _____ 記入者名： _____

調査項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	入力値	
																月別値
燃料使用量	ガソリン (自動車以外での使用)	L													0	月別値
	灯油	L													0	月別値
	軽油 (自動車以外での使用)	L													0	月別値
	LPG (自動車以外での使用)	m ³													0	月別値
電気使用量※1	九州電力	kWh													0	月別値
		kWh													0	月別値
対象	浄化センター (終末処理場)	m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値	
	三並小学校 (処理人数) ※2	人													月別値	
追加項目																
※3																

※1 電力会社が複数ある場合は追加して入力してください。
 ※2 各月の浄化槽の処理人数を入力してください。
 ※3 所定の項目以外に使用している燃料があれば燃料種、単位、数量 (月別値の場合は各月の欄、年間値の場合は年間の欄) を入力してください。

(3) 施策の実施状況調査票

▼取組状況の選択項目

実施	当該年度で実施した場合
未実施	当該年度で実施していない場合
完了・運用中	当該年度以前に既に取組みが完了・運用している場合
該当しない・実施不可能	取組が管理施設には該当しない・実施が不可能である場合

調査票2 施策の実施状況調査票

本庁舎

※取組状況はプルダウンして選択してください。

	対 象	取組内容に入力して いただきたい内容	取組状況	取組内容
■重点的に取り組む施策				
▶太陽光発電の最大限の導入				
2030年度までに、三輪中央浄化センターに太陽光発電設備を設置する	上下水道課	導入に向けた検討状況など		
上記以外の施設についても太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を推進する	各施設	導入に向けた検討状況など		
太陽光発電設備とともに蓄電池の導入を検討し、再エネ由来の電力を最大限活用するよう努める	各施設	導入に向けた検討状況など		
▶建築物における省エネルギー対策の徹底				
施設の新築・建替えについては原則ZEB Oriented相当以上を目指す	各施設	新築・建替えをした場合は当該年度の施設数		
▶LED照明の導入				
対象施設へのLED照明導入率：100%を目指す	各施設	施設のLED照明導入率		
■その他の具体的な取組				
▶施設・設備の省エネ化の推進				
通路や階段、トイレなどに人感センサーを導入する	各施設	導入に向けた検討状況など		
照明範囲を細分化する設備を導入し、必要な場所のみ点灯できるようにする	各施設	導入に向けた検討状況など		
空調設備をエネルギー消費効率の高い空調設備に更新する	各施設	更新した場合は当該年度の台数		
冷房効率を上げるため、カーテンやブラインドを有効に利用する	各施設			
冷房期間中は空調機の室外機に日除けを設置する	各施設	設置した場合は当該年度の設置数		
温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する	各施設			
グリーンカーテンや屋上緑化（太陽光発電設備の設置が困難である場合）を実施する	各施設	導入に向けた検討状況など		
OA機器の購入・更新の際は、省エネタイプの機器を導入する	各施設	購入・更新した場合は当該年度の台数		
高効率給湯器（エコキュート、エネファームなど）を導入する	各施設	導入に向けた検討状況など		
二重窓や高断熱ガラスの導入等、建物の省エネ改修を計画的に行う	各施設	導入に向けた検討状況など		
電力使用量監視システムなどを導入し、電力消費を見える化する	各施設	導入に向けた検討状況など		
公用車の電気自動車等の電力のため、駐車場へ充電設備の整備を進める	各施設	導入に向けた検討状況など		
▶ごみ排出量の削減・リサイクルの推進				
資源回収ボックスを設置して、分別収集を徹底する	各施設	設置した場合は当該年度の設置数		
庁内のアナログ業務をデジタル化することにより、ペーパーレス化を推進する（例：電子決裁、文書管理の電子化等）	各施設	導入に向けた検討状況など		
用紙使用量を把握・管理する	各施設	当該年度の購入量など		

(4) 職員の省エネ・省資源化行動調査票 (1/2)

環境防災課

調査票3 職員の省エネ・省資源化行動調査票

▼取組状況の選択項目(実施率の目安)

※黄色のセルのみ入力してください。
取組状況は“1～5”の数字を入力してください。

1	徹底して実施した(100%)
2	概ね実施した(70%)
3	あまり実施しなかった(30%)
4	全く実施しなかった(0%)
5	該当しない

記入者名：

各課

2022年度分

	取組状況	備考
▶職員一人ひとりが行う省エネ・省資源化行動		
空調		
クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する		
冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する		
空調の吹き出し口付近の障害物を撤去する（障害物を置かない）		
照明		
昼休みは支障のない範囲で消灯し、時間外勤務時は利用していない場所は消灯を徹底する		
日当たりの良い場所では、点灯せずに自然採光を活用する		
用紙類		
支障のない範囲で両面印刷や裏面コピーを徹底する		
庁内ネットワーク等を活用し、ペーパーレス化を推進する		
メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する		
機器の使用		
OA機器については省エネモードを活用するとともに、長時間使用しない場合は、支障のない範囲で主電源を切る		
業務終了後は、OA機器や電気製品の電源を切る		
エレベーターの利用は、体調不良の場合や荷物の積み降ろしのみとし、職員は階段を利用する		
本庁舎の正面玄関を出入りする際、職員は自動ドアを使用しない（荷物の搬出入等を除く）		
温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める		
公用車		
運転する際は、エコドライブを徹底する ①やさしい発進を心がける、 ②加減速の少ない運転を心がける ③エンジンプレーキを活用する ④カーエアコンは適切に使用する ⑤無駄なアイドリングをしない ⑥不要な荷物を積まない		
なるべく公用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用する		
オンライン会議の活用により移動（ガソリン等）の削減を推進する		
公用車の走行距離や燃料使用量等の実態を把握し、改善を行う		

(4) 職員の省エネ・省資源化行動調査票 (2/2)

環境防災課

調査票3 職員の省エネ・省資源化行動調査票

▼取組状況の選択項目(実施率の目安)

※黄色のセルのみ入力してください。
取組状況は“1~5”の数字を入力してください。

1	徹底して実施した(100%)
2	概ね実施した(70%)
3	あまり実施しなかった(30%)
4	全く実施しなかった(0%)
5	該当しない

記入者名：

各課

2022年度分

	取組状況	備考
▶職員一人ひとりが行う省エネ・省資源化行動		
ごみ		
用紙類や缶・ペットボトル等の資源化物の分別を徹底するなど、リサイクルを推進する		
マイバッグやマイボトルを使用するなど、使い捨て商品の使用を抑制する		
使用済みの封筒やファイル等の事務用品を再利用する		
節水		
手洗いや歯磨き等をする時は、こまめに水を止める		
物品購入		
物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入する 「グリーン購入※」を推進する ※必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること。(詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、コピー用紙やトイレトペーパーは再生紙を購入するなど)		
上記以外で実施した省エネ・省資源化行動があれば、具体的な取組内容・取組状況を入力してください。		

(5) 自動車の車種等調査票

0

保有台数 0台 (うち低燃費車 0台)

▼重点的に取り組む施策：電動車の導入

※黄色のセルのみ入力してください。
 ※廃車にした場合は行削除はせず、廃止年月を入力してください。
 ※行が足りない場合は、最終行をコピーして行挿入してください。

「別紙1」の区分を入力してください。
 ハイブリッド車の場合は「ハイブリッド自動車」を選択してください。

「リース車の場合」
 「購入・契約年月」を入力し、通知した場合は「廃止・期間満了年月」を入力し、更新した場合は何も入力しないでください。

ガソリン・軽油車の場合
 は入力してください。

▼自動車検査証等をもとに公用車について入力してください。

No.	担当課	低燃費・低公害車	電動車の種類	メーカー名	車名	自動車の区分	燃料の種類 (ガソリン、軽油など)	燃料使用量 (L)(kWh) (年間)	走行距離(km) (年間)	購入・契約 年月	廃止・期間満了 年月	備考	代替可能な電動車 があるかどうか
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

第四次筑前町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2023(令和 5)年3月

〒838-0298

福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

筑前町 環境防災課

TEL:0946-42-3111(代表)

FAX:0946-42-2011

<https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/>